空き店舗の登録・紹介の流れ

①空き店舗を地域支援センターへ登録

《登録可能な物件例》
店舗、事務所、倉庫など地域で活用できる空き物件

*老朽化や用途制限、安全面の懸念、権利関係の不明点、現地調査ができない物件などは、 登録をお受けできない場合があります。

②条件のヒアリング・現地調査

《ヒアリングの内容の例》
取引形態(賃貸・売却)／金額／駐車場の有無／推奨業種
原状回復や建物内記念の有無などの特記事項　など

《現地調査》建物の状態やインフラの確認と撮影

③交流プラザへ掲載

掲載可能な物件はHP「交流プラザ」へ掲示します。

④相談者へ紹介

創業のための拠点を探している方、事務所を必要としている方など、当センターに相談に来られた方へ物件をご紹介します。
内見の調整もあわせて行います。

⑤交渉・契約
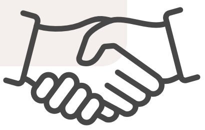
家主さまと利用希望者の方で、 直接お話し合いや契約手続きを進めていただきます。